

# 瀬戸市シティプロモーション動画制作業務委託

## 仕様書

### 1 業務名

瀬戸市シティプロモーション動画制作業務委託

### 2 業務の目的

発注者（瀬戸市）は、令和3年に「瀬戸市シティプロモーション推進アクションプラン 2022-2026」を策定し、「せとファンを増やす」と「せとで暮らす魅力を伝える」の2つをシティプロモーションの基本目標とし、これを「定住促進」と「地域経済の活性化」につなげていくこととしている。

本業務では、新しい「瀬戸の今」の魅力を感じられる動画を制作する。瀬戸市の紹介動画として使用するとともに動画の視聴者が瀬戸の魅力を再確認し、市内外に「せとファン」が増え、そうした「せとファン」の協力も得ながら積極的にまちの魅力を対外的にPRすることで、市内外に瀬戸市の魅力がさらに伝わっていくことを目的とする。

### 3 業務期間

契約締結の日から令和6年3月29日（金）まで

### 4 動画の概要

本業務で制作する動画の概要は以下のとおりとする。

- (1) 放映時間は2～3分程度とする。また、2～3分程度の動画を基に、30秒版と15秒版の短縮版も作成すること。
- (2) 実写動画を基本とするが、部分的にアニメーション等の動画効果を使用することを可とする。
- (3) 瀬戸市の「今の魅力」を的確に表現していること。
- (4) 瀬戸市の暮らしや瀬戸に住み続ける魅力を伝えること。
- (5) 独創的で視聴者の興味を惹く内容であること。ただし、再生回数等を伸ばすためのインパクトのみを重視する動画ではなく、瀬戸市らしい雰囲気が伝わる動画とすること。
- (6) 瀬戸市公式YouTubeチャンネルやSNS、サイネージ、イベント会場のスクリーンなど、幅広い場面で放映することを考慮した動画とすること。
- (7) 使用する動画の素材は、原則、本業務で新規撮影したものとする。ただし、天候等の原因で撮影が難しい場合やその他理由で適当な動画が撮影できない場合には、受注者及び発注者が所有している素材や借用素材を使用することも可とする。なお、借用素材を使用する際の手続き等は、受注者において行うこと。
- (8) 音楽用素材の使用については、原則、オリジナルかフリー素材を使用するなど、著作権上の問題が発生しないようにすること。著作権等の許諾が必要な場合は、手続き等を受注者において行うこと。

### 5 業務内容

主な業務内容は下記のとおりとする。なお、下記項目以外にも本業務の遂行に伴い必要となる作業については発注者と協議を行い適切に対応すること。また、業務の遂行や制作手法に独自の提案があ

る場合は積極的に提案すること。

(1) 企画・構成

プロポーザルの提案内容を基に発注者と協議の上、内容を決定すること。受注者は、発注者が内容を齟齬なく理解できるよう、必要に応じて絵コンテ等の資料を用意すること。

(2) 撮影

決定した企画・構成に基づいて、撮影を行うこと。なお、以下の内容は委託業務の範囲に含むが、「ア」と「ウ」については、必要に応じて発注者が協力するものとする。

ア 資料や素材の収集

イ 肖像権および著作権についての手続き

ウ 出演者、協力者、撮影地の交渉や許可申請

エ 使用料、出演料、交通費、謝礼等の撮影に係る費用の支払い

(3) 編集

撮影したの加工やテロップ等の挿入、音楽や音声などの編集を行うこと。なお、適宜発注者による内容確認及び修正の指示を受けること。

6 納品

(1) DVD、ブルーレイ 各3本

(2) デジタルデータ (MPEG4形式)

(3) 納品場所は瀬戸市役所シティプロモーション課執務室とする

(4) 納期は契約期間内で発注者と受注者が協議の上、定めた日とする。

(5) 納品物の全ての検査完了を以て検収とする。

7 特記事項

(1) 全般

受注者は、本業務の目的を理解した上で最高の技術を発揮するよう努めるとともに、本業務の遂行に関して必要に応じ助言等を行い、また助言を求められた場合には速やかに対応し、発注者の必要とする内容を充足した業務を行うこと。

(2) 再委託

受注者は、本業務の全部又は一部を第三者に委任、又は請け負わせてはならない。ただし、あらかじめ発注者の承認を得た場合はこの限りではない。しかし、この場合においても、業務の主たる部分を第三者に委任、又は請け負わせてはならない。

(3) 著作権

① 本業務における納品物の著作権は発注者に帰属するものとし、受注者は発注者に対し著作者人格権を行使しないものとする。

② ただし、本業務における納品物のうち、従来受注者等が著作権を有しているものについては、受注者等に権利留保されるものとする。

③ 納品物に第三者が権利を有する著作物が含まれている場合は、発注者が特に使用を指示した場合を除き、受注者が当該著作物の使用に必要な費用負担及び使用許諾契約に係る一切の手続きを行うこと。

この場合、受注者は当該契約等の内容について事前に発注者の承認を得ることとし、発注者は当該著作物について使用許諾条件の範囲内で使用するものとする。

(4) 守秘義務

受注者は、本業務の履行にあたり知り得た内容は、契約期間中及び契約終了後においても、その秘密を保持しなければならない。なお、再委託先についても同様の責を負うものとする。

(5) 法令の遵守

受注者は、作業の実施に際しては、関係法令を遵守し業務を適切に履行しなければならない。

(6) 賠償責任

本業務の実施にあたって、発注者または第三者に損害を及ぼしたときは、発注者の責任に帰する場合のほかは、受注者がその賠償の責任を負うものとする。

(7) その他

本仕様書に定めのないこと又は本仕様書の内容に疑義が生じた場合は、速やかに双方協議し、発注者の承諾を得て決定することとする。